

岡崎中央総合公園
弓道場基本使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分			金額					
			午前	午後	夜間	全日	延長時間	
			9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を越える 30分につき
近的射場	全部を利用する場合	平日	3,840	5,110	7,660	16,610	630	1,110
		土曜日、日曜日及び祝日	4,630	6,240	9,270	20,140	780	1,420
	2分の1の面積を利用する場合	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
		土曜日、日曜日及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
遠的射場	弓道に使用する場合	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
		土曜日、日曜日及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
	アーチェリーに使用する場合	平日	1,420	1,900	2,860	6,180	300	460
		土曜日、日曜日及び祝日	1,750	2,380	3,510	7,640	300	630
研修室			2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
個人で近的射場又は遠的射場を利用する場合			460	460	780	1,700	150	150

備考 1 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日という。

2 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「12時～12時30分」の延長時間の額に係る規定は適用しない。

※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び下記に掲げるとおりとする。

ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。

(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額

弓道場附属設備使用料金表

(円)

区分		金額
放送設備	一式	1,570
電光式得点揭示器	一式	1,570
手動式得点揭示器	一式	150
テント	1張	460
机	1個	70
椅子	1脚	30
シャワー設備	1回につき	200
電源	1kw	300

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、弓道場基本使用料金表の金額欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。

2 「午前」、「午後」又は「夜間」の単位を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。